

5 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和4年5月20日（金）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館8階 大会議室
出席委員	浦上 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	原田副教育長・小山教育監・太田次長・木下次長・川添教育政策課長・黒井学校教育推進課長・齊藤人権教育課長・山本学務給食課長・打抜教育センター所長・松田生涯学習課長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長・新堂魅力創造部長・式文化・スポーツ振興課長・大本教育政策課長補佐・上原生涯学習課長補佐

【浦上教育長】 それでは、ただいまより5月定例教育委員会を開催いたします。
本日の会議録署名委員に、藤井委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。
なお、本日は魅力創造部の職員に補助執行していただいております事務に関する議事が予定されておりますので、新堂魅力創造部長、式文化・スポーツ振興課長にも出席いただいております。よろしくお願いいたします。

【浦上教育長】 それでは、4月定例教育委員会の会議録の承認につきまして審議いたします。

委員の皆様、何か質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 それでは、全委員異議なしと認めます。よって、4月定例会会議録につきまして承認と決しました。

【浦上教育長】 それでは、教育長及び教育委員の報告に移ります。

まず、教育長報告ですが、お手元の配布の資料のとおりでございますのでご確認ください。

（教育長報告）

4月22日（金）	定例教育委員会
4月27日（水）	令和4年度近畿都市教育長協議会定期総会（奈良市）
4月29日（金）	樟蔭中学校・高等学校身体表現発表会（来賓）

5月8日(日)	大阪府立修徳学院「讃母の式典及び園遊会」(来賓)
5月9日(月)	部長会 大阪府知事表彰代理授与 学校訪問(成法中学校)
5月12日(木)	第72回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会(山口市)
5月13日(金)	〃
5月16日(月)	定例教育委員協議会 令和4年度 大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会 第72回「社会を明るくする運動」推進委員会 (原田副教育長代理出席)
5月17日(火)	学校訪問(龍華中学校、亀井中学校、竹渕小学校)
5月18日(水)	八尾市議会臨時会本会議 学校訪問(龍華小学校、亀井小学校)

【浦上教育長】 4月、5月は会議の連続でして、非常に多忙でございました。まず、4月27日(水)には、近畿都市教育長協議会の定期総会がございました。今年は、奈良市が担当市でして、コロナ禍でここ2年間は開催していなかったということで、開催時も2年間かけて準備してようやく開催できたということで喜んでおられました。

それから、5月8日(日)ですが、大阪府立修徳学院の「讃母の式典及び園遊会」に招待され、行ってまいりました。特に、八尾市から数名の生徒が今入所していますので、皆様お知り置きください。

それから、5月9日(月)、長年八尾市で校長をされ、校長会の会長を前年度されていた亀甲校長に対して、私が代理で大阪府の知事表彰をさせていただいたということを報告しておきます。

それから、5月12日(木)と13日(金)は、全国都市教育長協議会の定期総会並びに研究大会が山口市でございました。文部科学省から重点項目のご指示をいただいたということで非常に参考になりました。特に、学校のクラブあるいは教員の働き方改革にも関わりますが、できるだけ教員の勤務時間数を減らすことと、地域のスポーツクラブを活性化していかなければならないということで、これから2年、3年後に大きく国も指針を出しながら変革の年になっていくのかなと思います。ですので、従来どおりの形ではなくて、ここ3年を見越して地域のスポーツの振興を図っていく、そして、小学生、中学生が元気に地域で活躍ができるようにといった指針が出されていますので、そういった勉強も私、させてもらいました。

それと、不登校、ヤングケアラー、虐待もすごく国は大きな課題であるという認識をお持ちで、積極的に各市町村で対策を講じてほしいということをおっしゃってしまして、大変印象に残りました。

また、北海道の夕張市の教育長が実践発表をされました。夕張市で有名なものといえば夕張メロンです。私、びっくりしたのは、炭鉱があった時代は人口が最大11万人であったのが、今は何と7,000人ということで、子どもたちもどんどん減っている中で、こういう活動を積極的にやっていますということを紹介しておられてすごいなと感じました。財

政が大変な市ですので、給与カットも相当されています。そんな中でも、職員そして教員が一生懸命頑張っているというのはすごく感動しました。

それから、5月18日(水)、八尾市議会の臨時会本会議が行われ出席いたしました。詳細については、後日お知らせもさせていただきます。

あと、5月9日(月)から教育長はやはり学校の現場を知らなければならないということで、学校現場へ赴いています。校長先生といろいろな話をする中で、学校の課題は何ですかと、その課題に向けてどう対応していますかという話を中心にさせてもらっています。

それと、八尾市は不登校が多いです。全国では約20万人おり、八尾市は小中合わせて429人という状況です。その対策、また子どもたちにとって一番いい学びができるよう学校もしっかり頑張らないといけないと思います。

不登校の子どもたちで教室には入れないけれども、別の部屋には入ることができる子どもはいます。例えば30人の不登校の子がいますという中学校があって、毎日2、3人はその部屋に来ています。これはいいことですので、全部見に行くと不登校の子どもたちが学校に来たら、この部屋だったら過ごすことができるという、その部屋の写真を撮ってきています。いろいろなことを学校は考えてやってくれています。

中でも、驚いたのは、一つの教室を6つのブースに分けて囲いをして個室を作って、その中に入って勉強や自分の好きなことができるという工夫をされている学校やまた、教室に畳を敷いてあって、そこに将棋盤が置いてあって、周りには本を置いてあり、くつろげる場所があり、テーブル、椅子が置いてあって3人ほどが勉強できるといった設備を整えているところもあります。そこには先生も必ずついています。

学校も本当に大変な思いをされていると思いますが、そのような状況について全ての学校をこれから見ていきたいと思っていますので、また、こんなすごいことをやっていますというところがあったら、教育委員の皆様にも紹介させていただきますのでよろしくお願い致します。

以上、私の報告とさせていただきます。

【浦上教育長】 委員の皆様から、この間の活動状況について何かございました発言願えればと思います。何かございませんでしょうか。

【村本委員教育長職務代理者】 それでは、報告をさせていただきます。

5月16日(月)、午後1時半よりたかつガーデンで開催されました、大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会に教育長をはじめ4名の教育委員の皆様と出席いたしました。

功労者表彰の伝達及び感謝状の贈呈、総会の議事後に、大阪府教育庁の市町村教育室長、榊田千佳氏の「大阪の教育～ひとりひとりこだわって～」と題した講演がありました。内容は、昨年度より小学校5・6年で実施している府独自のテストである「すくすくウォッチ」の内容、この取り組みのめざすものと大阪の教育の現状と課題についてでした。この「すくすくウォッチ」は、私が経験してきたような堅苦しく感じるようなテストでなく、楽しく子どもたちが取り組み、総合的な学力向上につながるように感じました。

以上です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはございませんか。

【岩井委員】 5月10日(火)、10時45分から山本小学校、5月13日(金)、午後1時55分から桂小学校の4年生で、脱いじめ傍観者教育のオンラインでの授業の様子を見に学校訪問させていただきました。

私は、脱いじめ傍観者教育の授業は、一昨年、中学校で、対面で始まりましたときに見せていただいています。昨年度は見ることはできませんでしたので、今回初めて小学校、そしてオンラインでの授業を見せていただきました。

教材ビデオ、「新しい選択」は小学校も中学校も同じでしたが、授業の展開は小学校向けにやさしく理解できるようにアレンジしてあって、子どもたち自身がいじめを自分事として捉えて、自分の行動を振り返っていじめをなくすためにどんなことができるのか、できることを考えるというようなねらいをしっかりと達成できる授業だったと思いました。子どもたちの反応も良かったと思います。

これから先も、子どもたちにはみんなのことを心配する雰囲気が一番大事で、そのような雰囲気が学級にあればいじめが止まりやすいという今回のメッセージを心にとめて、誰もが元気で明るい集団を自分たちの力で築いていくように行動を続けていってほしいと願っております。

それから、これは内容ではないのですが、外部の方とオンラインで授業をする場合は、ZOOMの操作なども含めて事前の打ち合わせを丁寧にするすることで、充実した分かりやすい授業展開になると思いますので、今後もPDCAのサイクルでよろしくお願ひしたいと思っています。

それから、最後に、桂小学校は脱いじめ傍観者教育の授業を見せていただくということで学校訪問をさせていただいたのですが、真新しいすばらしい校舎に変わっておりますので、校舎の中の様子もいろいろ案内して見せていただきました。設備も整って、学びの環境はもうすばらしくて、さぞかし子どもたちも喜んで意欲的に学習に向かっているだろうと感じました。

以上です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはございませんか。

【水野委員】 村本委員の報告にもありました大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会での榊田大阪府教育庁市町村教育室長のお話を聞いて考えたことをお話しいたします。

読解力が低い人が非常に多いということで、PISA型の要するに学力の中でそれをどう伸ばすかということなのですが、やはり、学力をどうつけていくかということを実際に考えていかなければならないと感じました。

また、学力の定義は広がっていて、コミュニケーションや自分の情緒をセルフコントロールする力も学力の要素にどんどん入ってきていると思います。

昨日もある高校に行って2年生の英語のコミュニケーションの授業を見ましたが、ほとんどドラマ仕立てで、皆、英語で自分のセリフを考えて話すといった形で、そうすると、みんなの前で話す際に緊張を制御するといったことも学力の定義に入っていくということ

で、もうすごい時代になってきたと思っています。

答えは、なかなか難しいと思うのですが、子どもにどんな力をつけるのかという根本的なところなので、先ほど教育長が言われました不登校のこともそうですが、しんどい子どもにどうやって声かけをするかということも多分読解力とかなり関係があるかと思っています。

そういった意味で、梶田先生のお話というのは非常に刺激的でしたので、また私なりにもいろいろ考えていきたいと思います。

【浦上教育長】 ありがとうございます。今、委員の皆様からいろいろとこんなことが分かったとか、こういうことをもっとしていかなければならないということをおっしゃっていただきましたが、何かこの辺についてもう少し聞きたいというのがありましたら遠慮なく言っていただけたらと思います。どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでしたら次に進ませていただきます。

{議案審議}

【浦上教育長】 それでは、議案審議に入らせていただきますが、議事に入ります前に、本日審議いたします議案のうち、議案第 21 号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命の件」につきましては、関係資料が八尾市個人情報保護条例の規定によりまして公開可能な時期がくるまでは非公開とすべきものであることから、本件に関わる審議につきましては非公開としたいと思います。

委員の皆様どうでしょうか。よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 それでは、非公開ということで行いたいと思います。

それでは、議事進行の都合上、この案件につきましては他の議案の審議が終了した後に行いたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

【浦上教育長】 それでは、議案の審議に入らせていただきます。

請願第 1 号「「小規模特認校制度」「指定校御変更の弾力的な運用」についての請願の件」について審議をいたしますが、先に請願の取り扱いについてお諮りさせていただきます。

令和 4 年 5 月 2 日に提出されましたこの請願第 1 号につきましては、八尾市教育委員会会議規則及び八尾市教育委員会請願等取り扱い要綱に規定されております要件を満たしておりますことから、同規則第 25 条第 1 項の規定によりまして、その処理について先の定例教育委員会協議会におきまして教育委員の皆様と要綱第 7 条の規定の方法に基づいてご協議させていただいたものでございます。本日は、その協議のとおり審議を進めたいと思いますが、改めてその手順についてお諮りします。

本請願の審議につきましては、まず、教育委員会事務局から請願の概要報告を受けた

後に、教育政策課の見解を述べさせていただいて、教育委員の皆様とともに本請願について審議をいたしたいと考えております。

なお、同規則第 25 条第 2 項の規定に基づく請願者の説明につきましては、請願書に詳細に記載されておりますので、協議のとおり、説明を求めません。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 それでは、異議なしということですので、そのように進めたいと考えております。

では、まず、教育委員会事務局の大本教育政策課長補佐より、請願の概要について報告を願います。

【大本教育政策課長補佐】 それでは、請願第 1 号「小規模特認校制度」「指定校変更の弾力的な運用」についての請願の件の概要について、報告いたします。

請願事項 1、「小規模特認校制度」「指定校変更の弾力的な運用」に関わる市教育委員会の情報（2月教育委員会「決定」と「資料」など）をホームページだけでなく多くの保護者・教職員・市民が見ることができるよう公開してください。

2、全小学校区（少なくとも全中学校区）で現在の保護者だけでなく地域・市民誰でも参加できる説明会を開催し、疑問・質問及び要望に応え対応してください。

なお、請願理由につきましては、資料に記載のとおりです。

請願第 1 号「「小規模特認校制度」「指定校変更の弾力的な運用」についての請願の件」の概要の報告は以上であります。

【浦上教育長】 次に、請願第 1 号についての見解を、川添教育政策課長から説明願います。

【川添教育政策課長】 それでは、請願第 1 号「「小規模特認校制度」「指定校変更の弾力的な運用」についての請願の件」につきまして、見解を申し上げます。

まず、請願事項 1 でございます。

『「小規模特認校制度」「指定校変更の弾力的な運用」に関わる市教育委員会の情報を、ホームページだけでなく多くの保護者・教職員・市民が見ることができるように公開してください。』についてであります。学校を取り巻く様々な環境の変化に対応し、通学の負担軽減や子どもや保護者のニーズに少しでも応えていくため、学校や保護者などからもご意見をいただきながら、公開の会議である定例教育委員会や総合教育会議においてご議論いただき制度設計をしてまいりました。

なお、定例教育委員会の会議内容につきましては、市のホームページで公開しており、資料につきましては、会議内容とともに情報公開室にて公開しております。また、総合教育会議の会議内容及び資料につきましては、ホームページ及び情報公開室にて公開しております。

続きまして、請願事項2の「全小学校区（少なくとも全中学校区）で現在の保護者だけでなく地域・市民誰でも参加できる説明会を開催し、疑問・質問及び要望に応え対応してください。」についてですが、この間、小規模特認校制度を導入予定の学校のPTA役員に対しまして、説明や協議などを行ってまいりました。

現在、令和5年4月からの小規模特認校制度の導入、指定校変更の弾力的な運用開始に向けて小規模特認校の指定を受ける桂中学校区、高安小中学校区の児童生徒の保護者の皆様をはじめ、市内就学前施設、地域の関係団体に対し、制度の説明・情報提供をさせていただいているところであり、今後、制度を運用していく上でも様々なご意見を受け止めながら、子どもたちの就学環境の充実に向けてしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、令和4年6月には、市立学校に在籍する児童生徒及び市内就学前施設の全てのお子様の保護者に対しまして、制度の周知チラシを配布するとともに、令和5年4月に小学新1年生、中学新1年生になるお子様、保護者には、小規模特認校の施設見学会を7月中・下旬頃に開催するとともに、オンデマンド配信により制度の説明を行う予定でございます。合わせて、市政だよりやホームページへの掲載も予定しております。

さらに、9月頃には、対象となる児童生徒、保護者宛てに詳細な手続などを掲載した新入学に関する案内を各家庭に郵送する予定であり、様々な機会を捉えまして広く周知を行うとともに、制度や教育内容などに関するお問い合わせにも対応してまいります。

以上です。

【浦上教育長】 ただいま、請願事項の1と2、それぞれの説明がございました。この後、委員の皆様からご質問やご意見をお受けしますが、1と2をトータルしながら途中でも結構ですのでご自由に発言をお願いしたいと思います。

また、最後は請願者が望んでおられますので、請願1についてはどうなのか、請願2についてはどうなのかという辺りをしっかりと採決していきたいと思っておりますので、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 それでは、今、説明がございましたけれども、見解について何かご質問等がございましたらお願いします。

【村本教育長職務代理者】 確認ですが、今日のこの教育委員会の情報はいつもどおり公開されるということでしょうか。

【川添教育政策課長】 この後、ホームページと情報公開室で公開をしてまいります。

【村本教育長職務代理者】 ということは、会議資料を一般市民に公開されるわけですね。

【川添教育政策課長】 資料につきましては、情報公開室に配架する形で公開をしてまい

ります。

【村本教育長職務代理者】 分かりました。

【浦上教育長】 他の委員の皆様、いかがですか。

【水野委員】 公開の方法ですが、市役所まで来て見るということは、もちろん近隣の方は可能ですが、八尾市も結構広いので、竹濑や大正の方の保護者さんはなかなか市役所までというのは遠いということもありますので、パソコン、タブレットやスマートフォンを多くの保護者の方が使っておられますが、それらで見ることはできるのでしょうか。

【川添教育政策課長】 市のホームページで公開しておりますのは、定例教育委員会につきましては会議録のみとなりますが、こちらにつきましては、タブレットやスマートフォンでもご覧いただけるようになっております。

【水野委員】 パスワード等は一切必要なく、基本的にはどなたでも見ることができるという理解でよろしいですか。

【川添教育政策課長】 そのとおりでございます。

【水野委員】 ありがとうございます。

【浦上教育長】 よろしいですか。他にございませんか。

【岩井委員】 2に関わってですが、地域にも説明と聞きましたけれども、具体的にはどのような方々なのでしょう。教えていただけますか。

【川添教育政策課長】 小規模特認校となる学校につきましては、保護者の皆様に、あと、市全体ということにつきましては、市内の関係団体として、まちづくり協議会、自治振興委員会、地区福祉委員会、あと民生委員児童委員協議会です。それと、青少年育成連絡協議会などに説明を行っているところです。

また、小規模特認校に該当する校区、地域につきましては、自治振興委員会の地区委員会にも説明に参らせていただいているところです。

【岩井委員】 分かりました。その方々、役員の方々からまた広げていっていただくということですが、誰もが参加できる説明会についてはどのように考えておられるか教えていただけますでしょうか。

【川添教育政策課長】 今回の新たなこの制度につきましては、市政だよりへの掲載のほか、ホームページで制度の説明ですとか、よくある質問や回答、こちらも掲載してお伝え

していく予定です。

また、小規模特認校につきましては、7月下旬に各学校で学校施設見学会を開催するとともに、インターネット、ホームページを通じましてオンデマンドによる制度の説明動画の配信ということを行って行って、誰もが閲覧できるような形で対応してまいりたいと思っております。

【岩井委員】 分かりました。

【浦上教育長】 他にございますか。

【水野委員】 オンデマンドの動画とおっしゃいましたが、どういったものでしょうか。

【川添教育政策課長】 市の教育委員会のホームページの中に今回の制度を説明する専用ページを設けまして、そちらに制度の説明動画と小規模特認校の各校の教育の特色を説明する動画を載せまして、そこを通じて、ありとあらゆるところからスマートフォン等を使っていつでもご覧いただけるような形ということで考えております。

【水野委員】 指定校変更の弾力的な運用については、本当に様々やっていたかと思いますが、今後そういった形で周知されていくということですので、丁寧な説明をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

【浦上教育長】 何かありますか、川添課長。

【川添教育政策課長】 弾力的な運用につきましては、急激な児童生徒の増減、こういったことも避けて学校の運営が円滑に行えるようにするために、あと、地域のコミュニティへの影響も考慮して、各学校における受け入れ人数、こちらに上限を設けて現在のところ多くても5名程度ということで考えているところです。

今後、各学校とも協議しながら設定していくことにはなりますけれども、受け入れの人数の考え方などについてもしっかりと説明していきたいと思っております。

【浦上教育長】 他には、ございませんか。

【藤井委員】 チラシの配布について確認をさせていただきたいのですが、保護者としては、やはりできるだけ早い時期に情報提供をいただきたいと思っております。このチラシは、小学校新1年生、中学校新1年生の保護者だけではなくて全ての保護者に配布されるということによかったでしょうか。

【川添教育政策課長】 この後、学校を通じまして6月以降、全ての保護者に配布させていただくということで考えております。

【藤井委員】 分かりました。ありがとうございます。

あと、もう1点、特認校についてです。特認校は市内全域どこからでも通ってもらえ、特認校ならではの魅力や特色等を打ち出していくものと理解をしているのですが、今後も保護者や地域の様々な団体様へいろいろな場面で魅力や特色についてしっかり説明をしていただければと願っております。

以上です。

【浦上教育長】 今の藤井委員のご意見について、黒井学校教育推進課長、お願いします。

【黒井学校教育推進課長】 まず、各学校においては、国が示す学習指導要領に基づいて学習カリキュラムを作成し教育を日々行っております。全ての学校において適切に対応しているものと考えております。

また、今回、特認校において実施をしていく特色のある教育内容については、学習指導要領の内容に加えて行うものという認識をしております。その特色に魅力を感じていただけるよう取り組みを進めていき、またそれに魅力を感じていただいた児童や生徒、また保護者に、市域どこからでも通っていただける制度として運用を考えております。

先ほど川添からもありましたけれども、これらの制度については、保護者、また地域、各種団体等についても理解をいただけるように丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

【浦上教育長】 藤井委員、よろしいですか。

その他、どうでしょうか。

【水野委員】 今、さまざまご説明をいただきましたが、「小規模特認校制度」、「指定校変更の弾力的な運用」については、タブレットやスマートフォンも含めた形での動画や議事録、あと保護者に対するチラシも丁寧に配付してくという、そういう受け止めということではいかがでしょうか。

【浦上教育長】 ありがとうございます。委員の皆様の心配している部分や今後どうしていくのかという質問に対して、事務局の関係課より説明させてもらいました。ご意見もございませんし、今、水野委員から頑張ってもらっているという意見もいただきましたので、ただいまから採択に移りたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 それでは、最初に申しあげましたように一つ一つ順番に採決したいと思います。

請願事項1につきまして、不採択とするということでご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしということで、不採択ということに決しました。

続きまして、請願の2につきまして、皆様、どうでしょうか。不採択ということでもよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 ありがとうございます。全委員、請願1と2の両方につきまして不採択ということに決しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第17号「八尾市教育委員会事務局の事務分掌規則の一部改正の件」につきまして、審議したいと思ひます。

それでは、提案理由を川添課長より説明願ひます。

【川添教育政策課長】 それでは、ただいま議案となりました、議案第17号、八尾市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、八尾市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決をお願いするものでございます。

提案理由についてですが、八尾市生涯学習センター条例の一部改正に伴い、八尾市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

それでは、お手元配付の「新旧対照表」をご覧ください。

改正の内容でございますが、第4条中、生涯学習課地域生涯学習係の項中、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものです。なお、本規則は公布の日から施行するものです。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 委員の皆様、質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

議案第17号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしと認めます。

よって、議案第17号「八尾市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱及び任命の件」につきまして審議いたします。

それでは、提案理由を打抜所長より説明願ひます。

【打抜教育センター所長】 それでは、ただいま議題となりました、議案第 18 号、八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件について、ご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により、定例教育委員会において議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、八尾市就学支援委員会委員は、八尾市教育委員会規則第 8 号八尾市就学支援委員会委員規則第 3 条の規定に基づき、委員の任期 2 年の満了に伴いまして、令和 4 年・5 年度の新たな委員を委嘱又は任命する必要があるため、本案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、「八尾市就学支援委員会委員名簿（案）」をご覧ください。

新たな委員候補者は、市立学校の校長及び教員として、八尾市校長会より亀甲知之氏、市立学校で勤務する加藤久豊氏、児童発達支援センターに勤務する職員として、医師の前背戸公明氏、大阪府立支援学級に勤務する職員として、八尾支援学校で首席として勤務する右衛門佐典子氏、藤井寺支援学校で教諭として勤務する岩本京秀氏、その他教育委員会が必要と認める者として、作業療法士として瓜野孝博氏の 6 名を今回新たに委嘱するものでございます。

なお、任期は、令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まででございます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【浦上教育長】 委員の皆様、質問等はございませんでしょうか。ありましたらお願いします。

【水野委員】 八尾市就学支援委員会ということで、本当に教育的ニーズに応えながら活動していただいていると理解しております。

確認ですが、大阪府立支援学校の方がいらっしゃるの、やはりセンター機能としての役割としてここにご参加いただくという理解でよろしいでしょうか。

【打抜教育センター所長】 今、水野委員がおっしゃいましたように、府立支援学校には支援教育のセンター的機能等を発揮するための役割がございますので、その連携のもと、こちら就学支援委員会にご参加して指導・助言等をいただいております。

【水野委員】 ありがとうございます。支援学校の先生方はお忙しいと思いますが、八尾に貢献していただくということで大変ありがたいと思います。

【浦上教育長】 ほか、ございませんでしょうか。

【岩井委員】 質問ではないのですが、いろいろなお子さんの状況やケースの相談がありますので、そのことを考えて様々な方面の専門家に入っているの、丁寧かつ慎重な審議をしていただける委員会の構成になっているのではないかと考えております。

最近、就学相談を希望される子ども達の数が増えていますので、教育セ

ンターの相談員の先生方にも大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【浦上教育長】 ほかにはございませんか。

【村本委員】 先ほど6名の方が新しく委嘱されたということでしたが、これらの方々は辞められた方の後任なのでしょうか。もし増減等があるのでしたら教えていただけたらと思います。

【打抜教育センター所長】 新たに増員となりますのが、児童発達支援センターに勤務する職員の前背戸医師になります。医療的ケアが必要なお子さんに関しまして、より厚く指導助言等をいただけたらということでも新たに入らせていただいております。あとは、以前の委員の後任の形になっております。

【浦上教育長】 よろしいでしょうか。

【村本委員】 わかりました。ありがとうございます。

【浦上教育長】 ほか、ございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第18号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしということで、議案第18号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱及び任命に関する件」につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号「八尾市学校体育施設開放条例施行規則の一部改正の件」につきまして、審議いたします。

提案理由を松田課長より説明願います。

【松田生涯学習課長】 それでは、議案第19号「八尾市学校体育施設開放条例施行規則の一部改正の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、スポーツ基本法第13条の規定に基づき、市民の自主的なスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、学校体育施設の使用者の範囲を変更するにつき規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の「八尾市学校体育施設開放条例施行規則の一部改正 新旧対照表(案)」をご覧ください。

改正の内容でございますが、第6条におきまして開放施設を使用できる者のうち、小学校又は義務教育学校前期課程の使用団体の構成員について、「当該学校区に居住する

者」を「当該小学校を校区とする中学校又は義務教育学校の学校区に居住する者」に改めるものでございます。

なお、この規則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【浦上教育長】 ただいま、提案理由の説明がございましたけれども、委員の皆様、何かご質問等はございませんでしょうか。

【岩井委員】 この改正によってどのような状況になるのでしょうか。もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

【松田生涯学習課長】 現在の運用では、特に小学生の団体につきましては、その該当する小学校区の子どもたちが半数以上いなければ団体登録ができず、使用に一定制限がかかってしまうという状況がございます。

今回、改正させていただくにあたりまして、隣接する学校区、通常ですと中学校区が1つの学校区になりますので、当然登録する箇所は1カ所にはなってきますが、複数の小学校の子どもさんが活動できる場を増やしていただけるといふところを想定してございます。

今後、青少年の育成であったり、子ども会の活動であったり、児童数が少ない中、様々な施策をとっていきたいといふところから、できるだけ多くの子どもたちの居場所であったり活動できる場を広げていきたいといふのが改正の趣旨でございます。

【浦上教育長】 岩井委員、よろしいでしょうか。

【岩井委員】 地域の団体が活動しやすいように支援をするということは大事なことだと思います。よろしく願います。

【浦上教育長】 私から1点、よろしいですか。教育長報告で、文部科学省の説明について話をさせてもらったのですが、今、小学校の体育施設の運営委員会があって、中学校にもあります。これは市がお願いしているわけですが、小学校が中学校区のもう一つの学校も来てもいいよといふのと、中学校の施設開放委員会との関係がそのことによってどうなるのかといふのは、関係なかったらいいのですが、その辺りはどうでしょうか。

【松田生涯学習課長】 今現在、主に小学校の団体さんにつきましては、中学校への登録というよりも小学校で登録いただいているといふのが実情だという認識をもってございます。これは、小学校の子どもさんが中学校の校庭とか体育館を使うといふのが、一定今までの状況の中で数が少ないのかなといふところで、100%は把握できてないのが実情でございますが、小学校の子どもさんは、やはり近くの小学校、なじみのある小学校を使っておられるという認識を持ってございます。

今回、制度を改正するにあたりまして、中学校区の中の小学校であれば、当該の小学校もしくは中学校で登録できるという形にはなっていないと思いますが、この制度の運用上、今までと何ら変わるところはないという認識を持ってございます。

【浦上教育長】 私も昔、中学校の校長をしまして、施設開放委員会で小学生も団体に入っていたら運動場を使ったりとか、あるいは体育館を使ったりもしています。だから、もう一つの小学校も、本当であれば行けないのだけれどもこっちに来てスポーツできるよと、また中学校でもできるといったように広範囲に子どもたちが活動できるということはすごくいいなと私は思っていたので、質問をしました。

ですので、この規則改正についてはすごくいいなと私は考えていまして、もちろん賛成です、ということをお願いいたします。

委員の皆様、他にはないでしょうか。

それでは、ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第 19 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしということで、議案第 19 号「八尾市学校体育施設開放条例施行規則の一部改正の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 20 号「八尾市社会教育委員の委嘱の件」につきまして、審議をいたします。

提案理由を松田課長、お願いします。

【松田生涯学習課長】 それでは、議案第 20 号、八尾市社会教育委員の委嘱の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、八尾市社会教育委員条例第 3 条の規定に基づき、現在委嘱しております委員の任期が本年 5 月末日をもって満了することから、新たに委員を委嘱する必要があるため本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の八尾市社会教育委員名簿（案）に基づきまして、ご説明申し上げます。

委嘱する委員でございますが、学校教育関係者として 1 名、社会教育関係者として 5 名、家庭教育の向上に資する活動を行う者として 1 名、学識経験者として 2 名、その他教育委員会が必要と認める者として 1 名の計 10 名でございます。

委員構成としましては、再任の委員が社会教育関係者の委員 5 名、及び学識経験者の委員 2 名、新任の委員が学校関係者として今岡誠司氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者として畑実穂氏、公募市民の山根通子氏でございます。

任期につきましては、令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まででございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま、提案理由の説明がございましたけれども、委員の皆様、何か質疑等はございませんでしょうか。

【岩井委員】 委員の中に公募市民の方がいらっしゃいますけれども、どのようにして選ばれたのか。その経緯などを教えていただけたらありがたいです。

【松田生涯学習課長】 公募委員の選考につきましてご説明申し上げます。

まず、募集期間を令和4年3月2日から令和4年4月6日まで募集期間として定めました。応募の方法につきましては、「八尾市の地域づくりに求められる社会教育の役割について」というテーマで800字程度の小論文もしくは作文を提出いただくという形をとっております。

選考につきましては、選考委員会におきましてこの提出いただいた小論文による書類選考によりまして、その結果、一番得点の高かった山根氏を候補者として選んだものでございます。

参考までに、応募いただきましたのは、今回は3名でございました。

以上でございます。

【浦上教育長】 よろしいでしょうか。

他の委員の皆様、他に質疑等ございませんか。

それではないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第20号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしということで、議案第20号「八尾市社会教育委員の委嘱の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第22号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」について審議いたします。

提案理由を松田課長より説明願います。

【松田生涯学習課長】 それでは、議案第22号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、八尾市図書館条例第6条の規定に基づき、現在委嘱しております委員の任期が本年5月末日をもって満了することから、新たに委員を委嘱する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の「八尾市図書館協議会委員名簿（第23期）（案）」に基づきまし

て、ご説明申し上げます。

委嘱する委員でございますが、学校教育関係者として1名、社会教育関係者として2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者として1名、学識経験者として5名、その他教育委員会が必要と認める者として2名の計11名でございます。委員構成としましては、再任の委員が学校教育関係者1名、社会教育関係者2名、学識経験者3名の計6名。新任の委員が家庭教育の向上に資する活動を行う者として木村貴志氏、学識経験者として嶋田学氏及び梶原修氏、その他教育委員会が必要と認める者として高田正史郎氏、公募市民委員として鈴木縁氏でございます。任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日まででございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様なにか質疑ございませんでしょうか。

【岩井委員】 ここにも公募の市民の方がいらっしゃるけれども、どのようにして選ばれたのか経緯を、教えていただきたいと思います。

【松田生涯学習課長】 公募委員の選考過程でございます。募集期間に関しましては、令和4年3月2日から4月6日を募集期間と定めました。その際に、800字程度の小論文「中高生における図書館利用の方策について」と題して提出していただいたものでございます。選考につきましては、選考委員会によりまして提出いただいた小論文により選考させていただきます。なお、参考までに今回、図書館協議会の市民委員の募集につきましては、7名の方が応募をされたところでございます。

以上でございます。

【浦上教育長】 岩井委員、よろしいですか。

【岩井委員】 公募に7名の方が応募してくださったということで、たくさん応募してくださったのだなと思いました。皆様、図書館のサービスについて、熱心に関心とか、お考えを持っておられることがわかりましたので、しっかりとここで議論を深めていただくことを願っております。

【松田生涯学習課長】 今回、募集の定員が1名ということで、7名の応募をいただいております。1名の方には協議会でご議論の場に参加いただく形ですが、それ以外にこれだけ応募いただいているということは、図書館について、いろいろと気持ちを持っていただいている方だという認識をもってございますので、今後、図書館行政を運営するにあたりまして、こういった方々のご協力をいろいろな形で得ながら、進めさせていただきたいと考えています。

【浦上教育長】 他に質問ございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第 22 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしということで、議案第 22 号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 23 号「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱又は任命の件」について、審議いたします。

提案理由を谷桂青少年会館長より説明願います。

【谷桂青少年会館長】 ただいま議題となりました議案第 23 号「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、八尾市立青少年会館条例施行規則第 3 条の規定に基づき、委員の変更に伴い、新たに八尾市立桂青少年会館運営委員会委員を委嘱又は任命する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

それでは、お手元配布の「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員候補者名簿（案）」に基づいて、ご説明申し上げます。今回、新たに 5 名の委員を委嘱又は任命するもので、委嘱又は任命する委員といたしましては、青少年育成に関わる団体等の代表者として、八尾市青少年育成連絡協議会の権田崇氏を委嘱し、学校園関係者として、八尾市立北山小学校の高橋敏博氏、八尾市立西郡そよかぜこども園の富金原悦子氏を任命し、また、八尾市立桂中学校 P T A の松阪昌子氏、八尾市立北山本小学校 P T A の柳内美代子氏を委嘱するものでございます。任期につきましては、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの前任者の残任期間でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様なにか質疑ございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第 23 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員、異議なしということで、議案第 23 号「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱又は任命の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 24 号「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員の委嘱の件」について、

審議いたします。

提案理由を岸安中青少年会館長より説明願います。

【岸安中青少年会館長】 ただいま議題となりました議案第 24 号「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、八尾市立青少年会館条例施行規則第 3 条の規定に基づき、委員の変更に伴い、委員を委嘱する必要があるため、本案を提案するものでございます。

それでは、お手元配布の「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員候補者名簿（案）」に基づいて、ご説明申し上げます。このたび変更となります委員は、学校園関係者として高美中学校 P T A より畑美穂氏に代わりまして、新たに近藤直子氏を、高美小学校 P T A より近藤直子氏に代わりまして、高萩里花氏を委員に委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの、前任者の残任期間でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様なにか質疑ございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第 24 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしということで、議案第 24 号「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員の委嘱の件」につきまして、原案どおり可決いたしました。

議案に関する審議はすべて終了しました。

続きまして、その他報告事項でございますが、事務局からなにか報告等ございませんでしょうか。

ないということでよろしいですね。

以上、公開部分の審議は終了いたしました。傍聴の皆様はご退場いただきますよう、よろしく願いたします。

(傍聴者退場)

(以下、非公開審議)

【浦上教育長】 それでは、次に議案第 21 号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命の件」について審議いたします。

提案理由を松田課長より説明願います。

【松田生涯学習課長】 それでは、議案第 21 号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命の件」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、令和 5 年度に八尾市立龍華図書館の管理運営を行う指定管理者の候補者を選定するにつき、八尾市教育委員会指定管理者選定委員会規則第 3 条の規定に基づき、八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱又は任命する必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元資料の「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員（図書館施設）名簿（案）」をご覧ください。委員の構成といたしましては、学識経験者として、大阪大谷大学の中道厚子氏、公認会計士として世羅徹氏、市の職員として原田奈緒美氏、その他教育委員会が必要と認める者として、龍華コミュニティセンター運営協議会の加賀正一氏、龍華地区で活動をされている図書館ボランティア登録団体「おむすびの会」の池田多瑛氏の 5 名でございます。任期につきましては、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まででございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様なにか質疑ございませんでしょうか。ありませんか。水野委員。

【水野委員】 指定管理者の選定ということで、大変な役目ということがあるかもしれませんが、どのようなスケジュールで今後すすんでいくのでしょうか。

【浦上教育長】 松田課長。

【松田生涯学習課長】 指定管理者の選定スケジュール等につきまして、ご説明申し上げます。まず、本日委員の委嘱をご承認いただいたあと、6 月に第一回指定管理者選定委員会を開催する予定でございます。この一回目におきまして、募集要項や仕様書の確定を行いたいと思います。そのあと 7 月に公募を開始いたします。あわせて、7 月と 8 月に施設見学会を一回ずつ開催する予定でございます。9 月に第二回目の指定管理者選定委員会として、応募者によるプレゼンテーションを予定しております。その後の指定管理者選定委員会において、候補者を選定いただく予定でございます。10 月の教育委員会におきまして指定管理者指定にかかる市議会議案の提出につきまして、ご審議をお願いする予定です。12 月に入りますと、12 月市議会へ指定管理者指定の議案提出を予定しております。以上でございます。

【浦上教育長】 松田課長ありがとうございます。水野委員、よろしいですか。ほか、皆

様でしょうか。

【村本委員】 教えていただきたいのですが。

【浦上教育長】 村本委員どうぞ。

【村本委員】 任期が6月1日から翌年の3月31日までとなっていますが、なにか理由がありますか。

【松田生涯学習課長】 こちらの選定委員会につきましては、基本的に指定管理者の選定スケジュールにもとづいて行う予定でございます。選定につきまして12月議会で議決されますと、選定委員会の役目は終了いたします。年度末までとなっているのは、もし緊急に何らかの形での変更等、委員会を開催していただく必要が生じた場合を考慮しまして、年度末までの任期とさせていただきます。

【村本委員】 わかりました。ありがとうございます。

【浦上教育長】 ほかに質疑はございませんか。指定管理者の選定ということで、慎重に選ばなければならないので、これから12月までよろしくお願いします。

ほかにないようですので、採決に移らせていただいでよろしいですか。議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第21号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命の件」について、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。それでは、5月定例教育委員会を終了します。